

手工科及び作業科中等教員の養成について

宮崎擴道、平田晴路

Study on training of the secondary school teacher of manual arts and working

Hiromichi MIYAZAKI, Seiji HIRATA*

(Received October 1, 2004)

1. はじめに

戦前の中等学校教員については、明治17（1884）年の中学校師範学校教員免許規程制定以来、数回の規程改正を経て明治33（1900）年の教員免許令（勅令第134号）に至って、小学校教員と同様に免許状所持者に限るとする原則が確立された。

初等教員養成が都道府県立の師範学校によったのに対して、師範学校、中等学校教員などの中等教員養成は文部省直轄機関の東京高等師範学校（明治19年創設）、東京女子高等師範学校（明治33年創設）で行うこととして構想されたが、その後需要を満たさなくなり、広島高等師範学校（明治35年創設）、奈良女子高等師範学校（明治41年創設）が増設された。

中等学校教員免許の取得方法は高等師範学校による他に、教員検定制度によるもの及び臨時教員養成所によるものがあった。また検定制度には試験検定と無試験検定（無試験検定校と指定された官公私立大学及び専門学校、高等学校の卒業者が対象）があった。従って中等教員の資格制度は実質3つに類型化されることになる^{*1}。これらのうち臨時教員養成所や教員検定制度による教員養成に関する研究は、中等教員の養成史の中でも比較的に等閑視されてきたが近時次第に注目されてきている^{*2}。

中学校の手工科は明治44（1911）年の中学校施行規則により「実業ハ農業、商業、又ハ手工トス」として実業科の一科に位置づけられていたが、「かくては中学校の実業科は殆ど空文に過ぎない」^{*3}と不振を極めていた。その教員養成は専ら東京高等師範学校図画手工専修科で行われていた。また東京美術学校図画師範科でも養成されているが、同校の性格からして技術教育よりは工芸的性格が強かったと考えられる。その他に東京女子高等師範学校の第二部では手芸及び手工に重点を置いたが、大正8（1919）年の改変で図画専修科を設置している。なお同専修科は昭和3（1923）年に廃止された。

本稿では昭和初期の臨時教員養成所の中で、唯一手工科教員養成を行った第二臨時教員養成所を中心的に考察する。なお、これを取り上げたものは管見の限りない^{*4}。

また、この期には中等教育改革が行われ手工科に代わって作業科が設置されるが、それに伴い作業科免許が設けられるのでこれについても言及する。

2. 臨時教員養成所

明治30年代からの中等教育の急速な普及に対応して中等学校教員の確保が急務となつた。

* 上越教育大学

このため高等師範学校の増設を行うと共に明治35(1902)年には臨時教員養成所官制を公布し、高等師範学校に臨時教員養成所を附設することを法制化して需要に応じることとした^{*5}。臨時教員養成所官制に基づく臨時教員養成所は、国立学校設置法の公布により昭和24(1949)年5月をもって役目を終えるまで都合3期に渡って設置された。

その養成の実績は中等学校における有資格者中で臨時教員養成所の占める割合でみれば、大正11(1922)年からの増設後でも10%弱とあくまで補助的役割を果たすに過ぎなかつたとされる。

1) 第1期の臨時教員養成所

臨時教員養成所官制によるものとして、第一臨時教員養成所から第六臨時教員養成所が設置された。しかし前述の3方式による教員養成の結果が中等教員有資格者の一時的な供給過剰を引き起こし、高等師範学校出身者を圧迫する現象を生じたため^{*6}、この第1期のものは逐次に廃止され大正6(1917)年までには全廃された^{*7}。

2) 第2期の臨時教員養成所

臨時教員養成所は大正11(1922)年から再度開設され始めるが、その後昭和5(1930)年から順次廃止され、昭和14(1939)年の第六臨時教員養成所を最後に全廃される。その設置学科目は表1のようである。この間、昭和4(1929)年に高等学校及び大学予科と同等以上の機関と指定されている^{*8}。

表1 臨時教員養成所設置学科目

教員養成所	設 置 学 科 目												
	国語 漢文	英語	数学	歴史 地理	体操	博物	物理 化学	図画 手工	理科	音楽	家事 裁縫	体操 家事	理科 家事
第一臨教	大11	大11	大11	大11	大11	大12	昭3						
第二臨教	大12	大11	大12	大12		大11	大11	昭5					
第三臨教	大13		大11	大13					大11				
第四臨教										大11			
第五臨教	昭3	大12		大15									
第六臨教	大11			大14					大11		大7	大7	大10
第七臨教	大12		大13				大13						
第八臨教			大12				大12						
第九臨教			大12				大12						
第十臨教	昭3						大12						
第十一臨教			大12				大12						
第十二臨教		大15											
第十三臨教	昭3		大15										
第十四臨教		大15											
第十五臨教			昭2										
第十六臨教							昭4						

*日本近代教育百年史 5 学校教育(3)より作成

3) 第3期の臨時教員養成所

中等学校教員の需要増にもかかわらず戦時期のため兵役につく者が急増した結果、教員不足が生じるという事態が生じたため、これに対応するため昭和15（1940）年に東京、広島両高等師範学校及び浜松高等工業学校に臨時教員養成所が付置された。臨時教員養成所はその後増設されて、昭和17（1942）年には11校となり、その後、昭和18（1943）年には14校、昭和19年には15校と増加した^{*9}。この期の臨時教員養成所は広島臨時教員養成所が「今回更ニ広島臨時教員養成所ヲ開設セラル名称ハ異ナルモ其ノ規スルトコロハ一ナリ」^{*10}としているように、本質的には第2期の養成所を継承するものであった。しかし第3期の臨時教員養成所は科学教育振興の要求に対応するためとされ、何れも数学、理科系の学科で構成し^{*11}、設置学科は従来の13から6に削減され図画手工科もはずされた。

3. 第2期の第二臨時教員養成所と手工科教員養成

1) 第二臨時教員養成所設置の経緯

第一次世界大戦後の大正デモクラシ下では大都市部を中心に中学校進学者の急増が見られた。その実状は「近時入学志願者数の増加は實に驚くべきものあり」とされ、中学校の「収容力は志願者数の半数に満たず」従って、「5万予の志願者は徒に年月を空過する有様」であつた^{*12}。このため大正10（1921）年省令第8号により、中学校の生徒定員を従来の600名以下から800名以下に引き上げ収容力の増強で対処しようとしたが、私立学校を中心とする定員枠の拡張だけでは対応できず、「逐年増加の趨勢に鑑み文部当局も黙認し難く愈々学校増設を奨励」する^{*13}として学校増設が図られた。

他方で教員不足の問題が生じた。教員不足は「大正九年以降中等学校の増設せらるるもの甚だ多く、又実業界の好況に促されて教員に転職するものも少なからず、教員の欠乏著しきに至り」^{*14}、あるいは「かくの如き中等学校の大膨張大増設は、中等教員の不足を告げ、遂にその大底払を來すに至った」^{*15}とされ、「中等学校以上の諸学校の拡張政策」が、「中等学校の増設による中等教員の不足」^{*16}を來したとされる。このように学校増設による教員需要増の他に、第一次大戦後の経済的好況に伴う経済界への人材吸引による転職が相乗して教員不足を引き起こした。その実情は「尚転退職社渺からざる現状」とされている。またその不足の様子は「先月末の調査に依れば現在の補員六百六十一名なるも実際の意需要数は千四百余名に達し」たと報じられている^{*17}。

このような事態に対処するため、「同十一年四月文部省は其の急需に応ぜんがため臨時教員養成所四個所を開設」^{*18}することになり、第一～四臨時教員養成所が設置された。そして大正11（1922）年の文部省告示第344号によって広島高等師範学校内に第二臨時教員養成所（管理者吉田賢龍）が設置された。その後、昭和5（1930）年に規定改正されて従来の規程（明治35年文部省令第8号）には無かった手工科が、「文部省令第3号」によって「第一条中「体操科」ノ下ニ「図画手工科」ヲ加フ」、また「第七条ノ九 図画手工科ノ科目ハ修身、教育、図画、手工、英語、数学、物理及化学、動物及植物、体操トス」^{*19}として加えられた。

これを受けて昭和5（1930）年に文部省告示第92号により「第二臨時教員養成所ニ図画手工科ヲ増置シ昭和五年四月ヨリ之ヲ開始ス」として、第二臨時教員養成所に初めて図画手工科が置かれた^{*20}。その第二臨時教員養成所は昭和8（1933）年3月、第9回の卒業生を送り出した後、文部省告示第77号によって3月末を以て閉所することになる。

ところで広島高等師範学校では明治36（1903）年の同学校規則により、本科数物化学部の学

科目とし表2のように手工科を課していた^{*21}。

表2 広島高等師範学校本科数物化学部の学科目 明治36（1903）年

第一学年		第二学年		第三学年			
				第一、二学期		第三学期	
数学 物理 学ヲ主ト スルモノ	物理学化 学ヲ主ト スルモノ	数学 物理 学ヲ主ト スルモノ	物理学化 学ヲ主ト スルモノ	数学 物理 学ヲ主ト スルモノ	物理学化 学ヲ主ト スルモノ	数学 物理 学ヲ主ト スルモノ	物理学化 学ヲ主ト スルモノ
製作品製 図手工実 習	同	製作品及 諸器械製 図手工実 習	同	説明用図 画及之ニ 関スル製 図手工自 由製作	同		

その後、大正4（1915）年の規則改正でも理科第一部（「数学、物理学ヲ主要科目トス」）、第二部（「物理学、化学ヲ主要科目トス」）に補助学科目的な存在ではあったが、学科目として「手工及図画」が置かれ^{*22}、表3のような実習が行われていた^{*23}。

表3 理科第一部、第二部の実習題材

金 工	針金細工 板金細工	ピンコック 洋服掛 銅鍍金 着色 柄杓 如雨露 十能（打出指導のため）
-----	--------------	--

同高等師範学校に手工科が課せられたのは「手工科は数学、物理学、化学と相対応してその知識を実習に依り正確ならしめ、またその実習に依りその研究を一層深からしむるためにある」とされたためであった^{*24}。このことと併せて、同校附属中学校では明治38（1905）年から手工教育を実践しており^{*25}、第二臨時教員養成所に図画手工科が開設される素地が整っていた。

2) 第二臨時教員養成所の実状

第二臨時教員養成所規則では第1条で養成所の目的を、「本所ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」としていた^{*26}。入学資格者は第11条で「師範学校、官公立中学校卒業者及中学校ノ学科程度ト同等以上ノ学力アリト文部大臣ニ於テ認定又ハ指定シタル学校ノ卒業者」および、「専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者又ハ専門学校ノ入学者検定規程第八条第一号ニ該当スル者並小学校本科正教員免許状所有者」としている。それは「出身学校ヲ有セサル者」を除いて、「品行方正身体健全志操鞏固ナル男子」で「出身校長ノ薦挙」による者が対象者であった^{*27}。

(1) 教育課程

図画手工科の開設学科目は第二臨時教員養成所では同養成所規則の「第二章 学科課程 第四条 各科ノ学科課程左ノ如シ」として、表4のカリキュラムが示されていた^{*28}。

また修業年限は当初は2年であったが、大正15（1926）年の改正に伴い3年制となった。

表4 第二臨時教員養成所図画手工科開設科目

	第一学年		第二学年		第三学年	
修 身	実践倫理	1	倫理学	1	日本道徳ノ特質	1
教 育	教育学史	2	教育学	2	教育法及教授法	2
図 画	絵画、用器画、図案及図案法、美術及美術工芸史、図画教授法及び実地授業	12	同左	12	同左	16
手 工	手工科原理、工業大意、主要工具材料、加工法一般手工科教授法及実地授業	5	同左	5	同左	5
同 実 習	木工、金工、製図、彫塑、製版印刷、製図及設計図	4回	同左	5回	同左	5回
物理化学	化学	2	物理学	2		
博 物	植物学及鉱物学	2				
数 学			図表幾何学	2		
英 語	講読	3	同左	3	同左	3
倫 理	倫理学	2				
心 理			心理学	2		
哲 学		3			哲学概論	2
体 操	体操教練		同左	3	同左	3
計		32 4回		32 5回		32 5回

(2) 指導体制

明治35（1902）年の臨時教員養成所官制では、専任教授は9名を置くこととし、また講師を嘱託することができるとしていた。しかし、実際には臨時教員養成所のような臨時の措置による施設では専任確保が困難であり、付設母体学校から嘱託された講師によっており、専任教授確保の実情は全養成所を通して昭和6（1931）年の3名が最多となっている^{*29}。そもそも「臨時」とされるように、さほどの経費を要せずに教員養成が行える点に臨時教員養成所の存在意義の一つがあった。

第二臨時教員養成所も担当教官は同様に付設母体校である高等師範学校からの兼任者によっている^{*30}。前述のように広島高等師範学校は学科目として図画及手工科を課していたため、教授陣は新たに構成する必要はなかった。逆に第二臨時教員養成所廃止後も手工科は存続したし、第3期の広島臨時教員養成所でも物理及化学科では第1,2学年で実習1回を課していた^{*31}。この第二臨時教員養成所図画手工科設置時の高等師範学校からの兼任教官は、手工担当では教授栗原源治（明治36年～昭和8年）、助教授酒井数夫（明治39年～昭和11年）、助教授伴鶴一（大正10年～昭和21年）であり、図画担当は教授原貫之助（明治37年～昭和20年）、教授石谷辰治郎（大正5年～昭和25年）であった^{*32}。

(3) 入学者

第二臨時教員養成所の入学者受け入れは英語、物理化学、博物、国語漢文、歴史地理、数学、図画手工の各科が毎年募集したのではない。その募集状況と入学者は表5のようである^{*33}。

表5 第二臨時教員養成所の入学者受け入れ

	英 語	物理化学	博 物	国語漢文	歴史地理	数 学	図画手工	計
大正11	40	27	25					92
12	40			40	35	38		153
13	39	30	25					94
14	38			40	29	36		143
15	35	29	23	35				122
昭和2				30	60	30		120
3	25		23		25	26		99
4	31			31				62
5					25		25	50

*昭和2年以降は3年制

昭和5（1930）年の図画手工科の入学志願者は93名で入学者は25名であった。因みに歴史地理は同数の入学者に対して259名が志願した^{*34}。またそれら入学者の出身校種は図1のように師範学校2名、中学校20名、その他3名であった。また昭和5年度の全在所生は212名で、その出身校種は図2、図3のようである^{*35}。

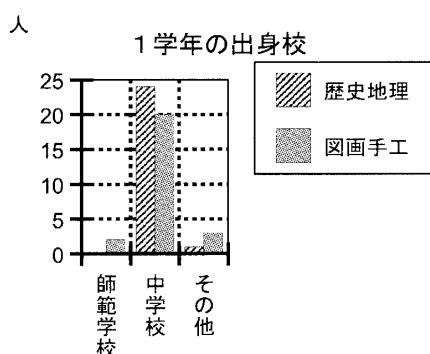


図1 出身校種（第1学年）

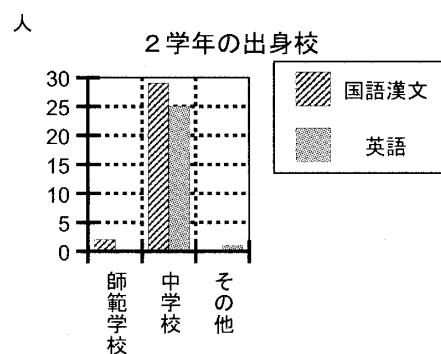


図2 出身校種（第2学年）

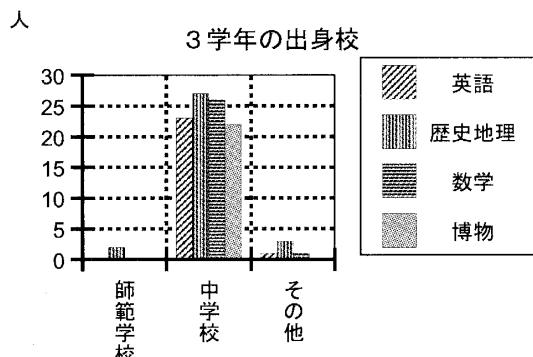


図3 出身校種（第3学年）

また、それら在所生の出身府県は第二臨時教員養成所全体では図4のようである。³⁶

この内、図画手工科入学者の出身県は図5のように、第二臨時教員養成所全体の傾向とほぼ同様で、広島県を中心とする西日本からの入学者が主であった^{*37}。

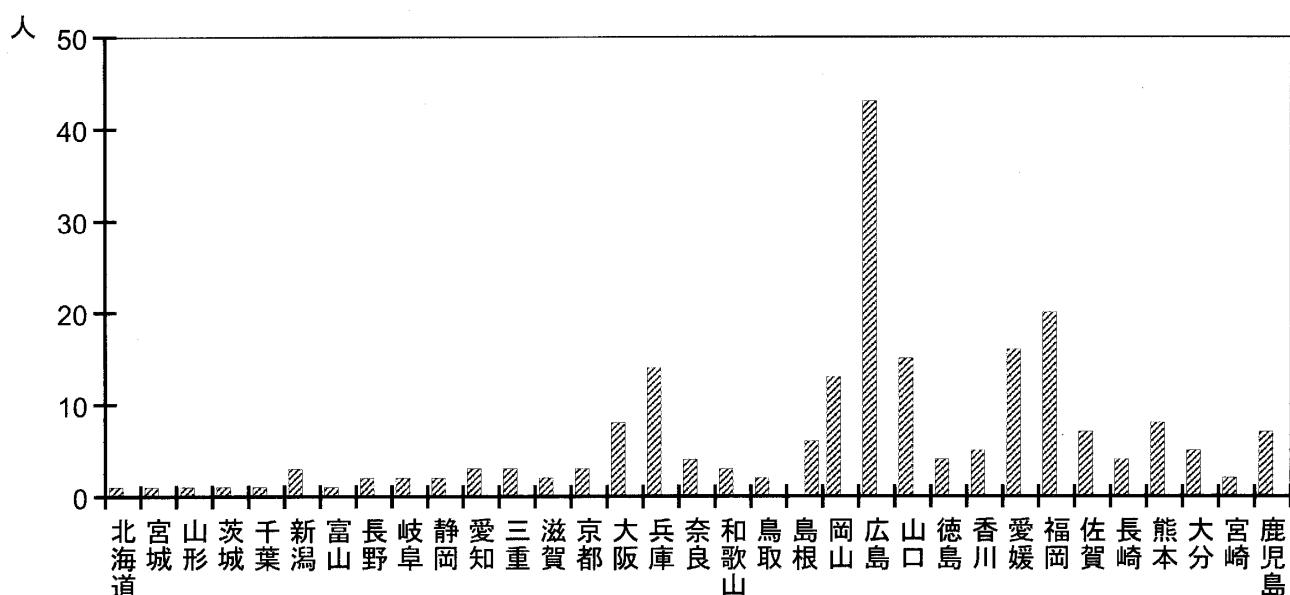


図4 在所生の出身府県

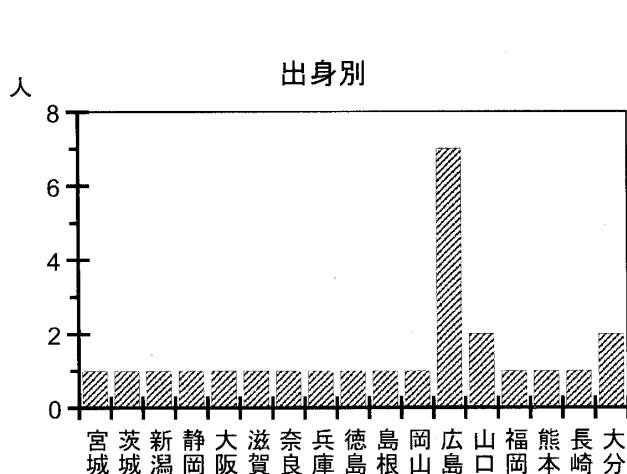


図5 図画手工科入学者の出身県

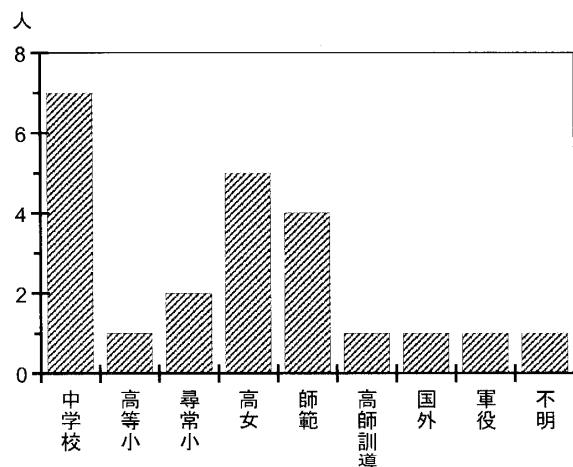


図6 図画手工科の赴任校種

これら昭和5年の入学者平均年齢は図画手工が21.2才、歴史地理が19.6才で、図画手工科は歴史地理科に比較しやや高齢であるが^{*38}、これは師範学校出身者が含まれるためであろう。

(4) 卒業者

図画手工科は昭和8（1933）年度に唯一の卒業者を出すことになるが、その数は入学者25名に対して23名でその赴任校種は図6のようであった^{*39}。

これら卒業者23名の赴任県及び赴任校をみると次のようである。⁴⁰

泉谷喜久三（岐阜県斐太中）、大瀧直平（高知県安芸中兼安芸高女）、小田福丸（不明）、尾崎了介（兵庫県豊岡中）、上村格二（滋賀県膳所中）、吉賀文夫（長野県松本第二中）、小谷忠

芳（堺市堺高等小）、坂江孝夫（近衛師団）、品田義雄（滋賀師範）、菅田昇（東京府尾久尋常小）、鈴木勝次（栃木師範）、砂原久（旭川師範）、徂徠俊道（岩手師範）、伊達高道（広島高師訓導）、出口虎雄（朝鮮光州高等普通学校）、仲頼次（徳島県小松島高女）、中根邦雄（熊本県多良木実科高女）、乗本吾一（鹿児島県川辺中）、濱保（北海道俱知安中）、松岡正（東京府第二峠田尋常小）、村上環三（広島県忠海高女）、安永政十郎（元鹿児島県出水高女）、矢部桂（北海道岩見沢中）であった。

これをみると図7のように一般的に卒業者の出身県と赴任先との関連性は薄く、広島県出身者が北海道に赴任するなどの遠地赴任も見られ、卒業者の地域密着性は必ずしも高くなかった。

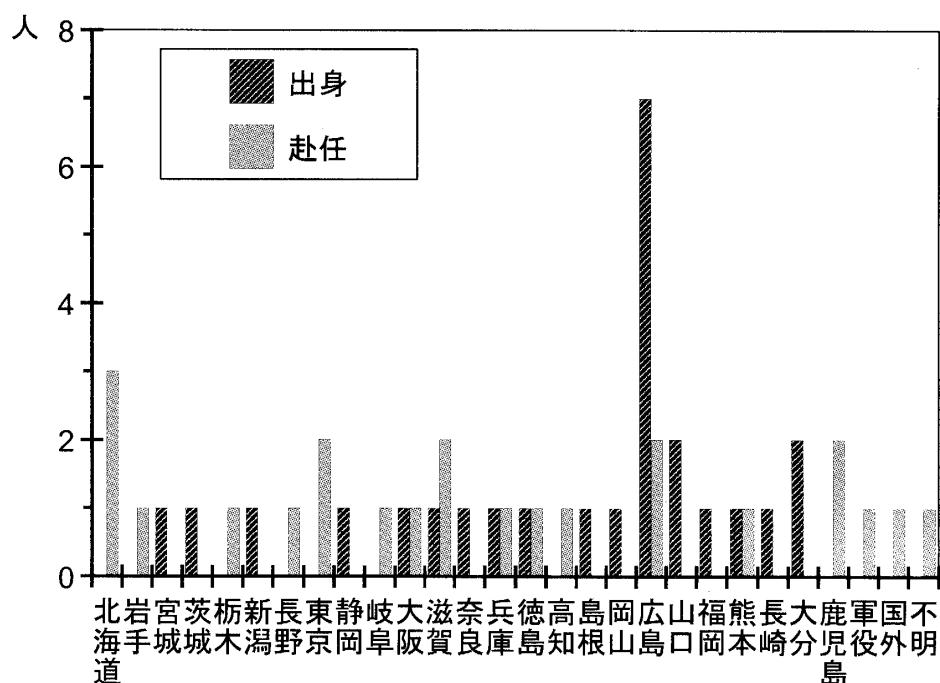


図7 図画手工科卒業者の赴任地

なお、同時期の東京高等師範学校の図画手工専修科の状況は次のようにあった。同専修科は修業年限が3ヶ年で募集は3年毎に行われており、第二臨時教員養成所が入学者を受け入れた昭和5年（1930）度には募集を行っていないが卒業者25名を出している^{*41}。その赴任校種及び赴任地は図8、図9のようである。翌昭和6（1931）年には25名の入学者を受け入れたがその実状は図10のようである^{*42}。

これら卒業者には大正10（1935）年の高等師範学校卒業者服務規則（大正10年省令第29号）に準じて、学資補助を受けた者は、「修業年限ノ一倍半ニ相当スル期間」、受けない者は「修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間」は教職に従事する義務が課せられた。またその期間中に「最初ノ一ヶ年」は「文部大臣ノ指定ニ従ヒ奉職」することも義務づけられていた^{*43}。

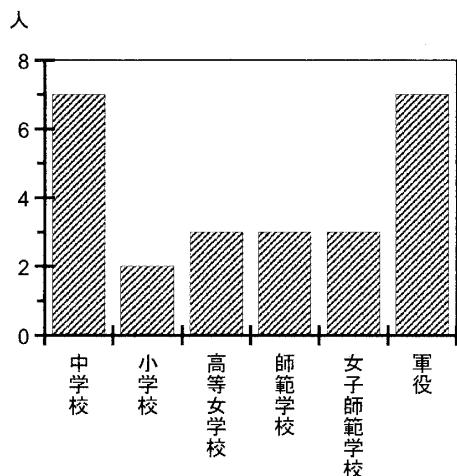


図8 赴任校種（東京高師）

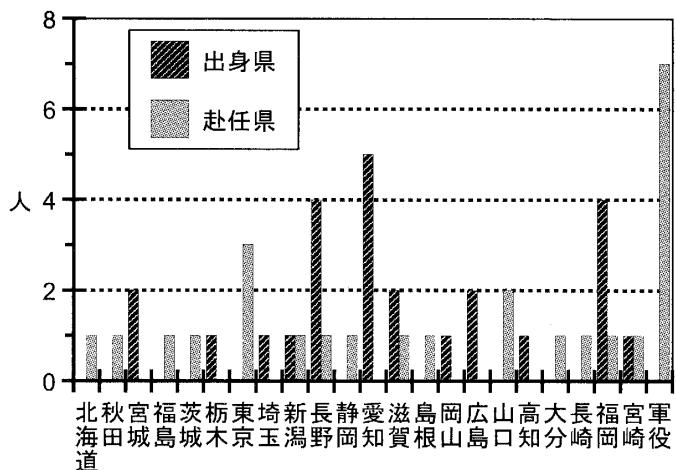


図9 赴任地（東京高師）

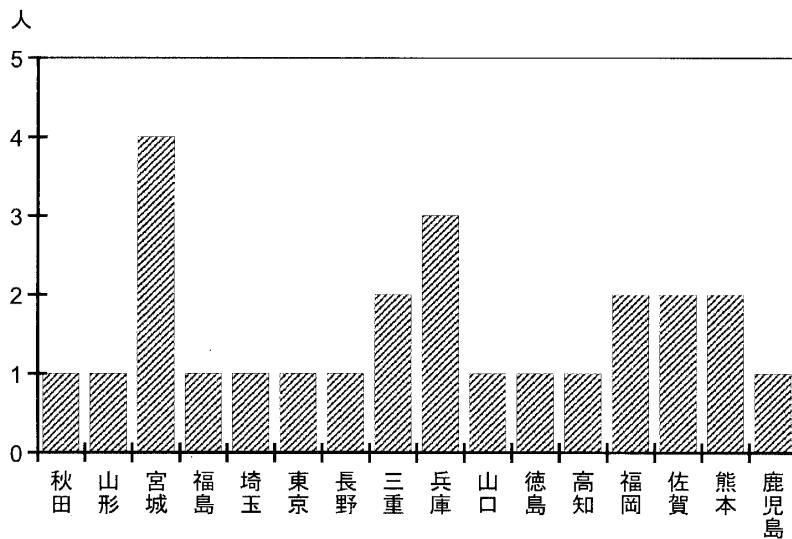


図10 出身県（東京高師）

4. 作業科と教員養成

1) 作業科設置の経緯

大正末期からの中等教育の大衆教育化及び量的拡大に伴い、卒業後に実社会に出る者の割合も増加し、中学校は高等学校進学への準備教育機関としての役割の他に完成教育機関としての機能も必然的に増した。他方で受験競争の激化は受験浪人と高等遊民を輩出し、それが思想悪化の要因になると考えられた。また、知識偏重教育の弊害が云われたと「教育の実際化」の視点での改革が話題となり、昭和2（1927）年、文部省内に中学教育調査委員会を設置した。翌昭和3（1928）年、調査委員会は勤労の習慣の育成を主目的とする「実科」の新設を報告した。これを受けて文部省は「中学校教育改善ニ関スル件」を文政審議会に諮ったが、最終的に昭和4（1929）年、審議会は「勤労ノ精神ヲ慶セシムルト云フコトガ主眼」で、「遊惰ナル学生ノ氣分ヲ緊張セシムル為」にして作業科の新設を答申した。その作業科は「高等普通教育トシテノ作業科」であり、同時に新設された実業科の「作業科ヨリモット具体化シ、モット主眼点ヲ濃厚ニシテ居ル」と云う点より異なっていた⁴⁴。

これを受け、昭和6（1931）年の省令第2号中学校令施行規則改正により作業科が新設され、工作と園芸及びその他の作業が課せられた。ただし、「作業科は施行後5年以内之を欠くことを得」としており、昭和11（1936）年度まで完全実施に猶予をおいた。

2) 作業科整備の問題

作業科は新設に際して施設、設備に対する国庫補助がなされたが、財政的理由から5年計画となり、加えて財政悪化に伴い昭和9～10年度は当初予算がそれぞれ減額された^{*45}。

なお山口県では表6の中学校に5年間に分けて設置されたが園芸を課すところが多かった^{*46}。国庫補助は1/2であったが山口県立宇部中学校の例では、施設関係約4,000円、設備関係2,000円で整備されている^{*47}。

表6 山口県立中学校の設置科目

年度	中学校	種類
6	柳井、防府、萩、大津	園芸
	宇部	工作
7	山口、安下庄	園芸
8	岩国	園芸
9	徳山	園芸
10	豊浦	園芸
	下関	工作

作業科は施設などには補助がなされたものの教員の定員増は伴わなかった。教員の問題に関する小笠原普通学務課長は、勤労愛好の精神涵養及び漠然とした日常生活上の知識、技能を目標として掲げた作業科について、「作業科は眞の意味に於て學問でない」から、その担当教師は「必ずしも作業科の資格を持つて居らなくてもよいのではないかと思ふ」と云い、「作業科といふものは作業科の教員資格を持たなければ出来ないのでない。免許状はもたなくとも、其の精神を以て出来る限り生徒の教育、教授に當つて頂きたい」^{*48}としている。しかしそうは云っても一旦学科を設置したからには資格を求めざるを得ないとして、昭和8（1933）年の検定規則に作業科も検定を行うことを追加したものだとしている。学務課長のこのような発言からも推察されるように、教員に求める資質も「眞に作業を愛好し、身体亦強健にして、熱心努力研究の人」^{*49}と云った程度の認識であったし、作業科に対する教育現場の理解も進まなかつた。

このような作業科の担当教師は「図画、博物、物理、農業の教員が、便宜作業科を兼任」していたり^{*50}、「他学科の教師で間に合はせて居るといふ実際である」^{*51}とされている。そして「全く教育に無経験な上に、もともと教員を志さない無資格者を経済又は情実関係から任用して一時を糊塗して居る学校がないではない」^{*52}と云う例もあるように、「厳密に云へば一人も純粹の作業科教師はいないと云つてもよい実状」^{*53}と、おおよそ正常な教科運営からはほど遠い状況であった。このため授業時数（1～2学年で2時間、3～5学年で1時間）の点から、「師範学校の手工科の教師が兼任して居る所も若干ある」ので、これを進めて「一人の教師が二三校掛持つのも一案である」^{*54}と云う、有資格者による複数校兼任の考えもあった。このような状況では、「中学校だけでも千数百人を要する作業科に於ては、悉く優良教師を得ることは事

実上困難」とされるように教員確保は悲観的であった^{*55}。

昭和9（1934）年の作業科担当教員の実態については、広島高等師範学校の232校を対象にした調査によれば表7のようである。表記載の他に、学級主任又は全教員が担当する例がそれぞれ21校および14校ある。これをみても、作業科教師は比較的担当しやすいと考えられた園芸分野が多い^{*56}。

表7 作業科担当教員の実態

	作業科(区別なきもの)	園芸	工作
専任教員	14	98	50
助手	5	21	13
嘱託	0	5	13
兼任	53	678	299

3) 作業科教員養成の実情

作業科発足時点では高等師範学校には作業科の教員養成学科は無かった。また無試験検定学校も無かつたし、検定科目にも作業科が無いなど養成体制は整っていなかった。このため東海四県の中等学校手工図画担当教師が、「作業科工作教員養成ニ関スル希望」として「手工科有資格者ヲ其ノ儘該科教員トシテ認メラレタキコト」などを文部省に要望している^{*57}。こうした実態に対して昭和7（1932）年、省令第16号により「師範学校中学校高等女学校法制及経済理科農業工業手工教員免許状ノ効力ニ関シ左ノ通定ム」として、「農業、工業、手工ノ教員免許状ハ当分ノ内作業科ノ教員免許状ト同一ノ効力ヲ有ス」^{*58}と免許状の読み替えが行われた。しかし現実には手工科教師に園芸が、また農業教師が工作を担当できるわけでもなかつた。このような緊急を要する作業科の教員養成はその後、以下のように行われた。

(1) 東京高等師範学校による養成

同校は昭和8（1933）年から、図画手工専修科卒業者には園芸と工作の科目を課すことによって作業科免許資格を与え、同年卒業者22名に免許状授与した^{*59}。なお昭和16（1941）年からは学制改革に伴って図画手工専修科を廃止して図画、工作、園芸を主とする芸能科として継承している^{*60}。

(2) 検定制度

手工科では養成機関として高等師範学校、女子高等師範学校、東京美術学校図画師範科の他に第二臨時教員養成所図画手工科があった。また無試験検定学校として昭和8（1933）年に東京美術学校の彫刻科（彫金部、鍛金部）と工芸科（鋳金部、漆工部）が指定された^{*61}。

作業科教員確保について文政審議会は、「教育ノ実際ニ当ルニ足ルベキ教員ヲ得ルノ見込ガ一体アルカドウカ」、「ソレ等ヲ運用スルニ足ル教員ヲ得ル見込ガアルヤ否ヤト云フコトハ、是レ重大ナル問題デアリマス」とその困難さを指摘し、対応として師範教育、講習会、検定制度などの改善を云っている^{*62}。また作業科教員の検定制度は昭和8（1933）年から整備され、文部省告示第26号により検定規則に作業科も検定を行うことを追加した^{*63}。しかし規定では性格の異なる園芸と工作の両方が課せられるなど実態にそぐわないものであった。

第1回の試験は予備試験が昭和8（1933）年5月に、本試験が昭和8年7月に東京高等師範

学校で実施されているが^{*64}、因みに口述試験内容は、「園芸作業ノ教育的価値ト其指導上最モ努力スベキ点ニ就テ述べヨ」と「作業科ニ園芸ト工作ト併置ノ必要ナル理由ヲ述べヨ」とであった^{*65}。表8に手工科と作業科の無試験検定及び試験検定の合格者数を示す。

表8 手工科・作業科の合格者数

		昭1	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7	昭8	昭9	昭10
手工科	無試験検定	0	0	0	0	0	0	0	2	18	26
	試験検定	12	14	15	16	19	18	33	20	15	18
作業科	無試験検定								0	0	0
	試験検定								7	12	20

		昭11	昭12	昭13	昭14	昭15	昭16	昭17
手工科	無試験検定	18	21	15	19	25		
	試験検定	33	20	19	15	20		
作業科	無試験検定	0	0	12	1	1	不明	不明
	試験検定	18	23	1	12	13	*10	*15

文部省年報より作成

*昭和16、17年は手工研究より作成

(3) 現職教育

文部省の中等学校教員に対する現職教育は、明治42（1909）年から東京高等師範学校、東京女子高等師範学校、広島高等師範学校などを会場に実施されてきている。

新設作業科に対する文部省主催の中等教員講習会^{*66}は、法令改正以前の昭和4（1929）年と5（1930）年及び昭和6（1931）年からの4年計画で実施された。昭和4、5年には東京、広島両高等師範学校で実施され、また昭和6年には工作を中心全国を4地域に分け東京高等師範学校担当の第一地方（東京、仙台、札幌）、第二地方（前橋、金沢、名古屋、東京）と広島高等師範学校担当の第三地方（広島、高松、神戸、京都）、第四地方（福岡、熊本、鹿児島）で実施している^{*67}。そして昭和7（1932）年は園芸を12ヶ所で、昭和8（1933）年は工作を東京高等師範学校、東京女子高等師範学校、広島高等師範学校の担当で9会場で^{*68}、昭和9（1934）年は園芸を実施している。工作関係に限っては昭和9年までに全国25会場で実施した^{*69}。

なお昭和6（1931）年の第二地方講習会では、受講者の担当科目は図画を筆頭に博物、物理、化学、体操、地理歴史、修身、国語の順で手工担当者は数名であったという^{*70}。そしてそれら講習会の受講者は実際には作業科の教育に携わらない者も多かったという^{*71}。

(4) 高等手工師範学校案

手工科及び作業科教員養成に関してはもう一つの計画が存在した。いかに作業科教育の重要性を語っても、作業科の「難航路は確かに此作業担当教師の問題」と云うように、教員確保がなければ覚束ない話であった^{*72}。このような状況を受けて前述のように、東京高等師範学校は昭和9（1934）年から図画手工専修科卒業者に作業科免許資格を与えたがいかにも即応的であり、手工教育界には独自の養成機関の要望があった。それは以下のよう経緯を経て国會議

決にまで至っていた。

昭和8（1933）年、中等教育会主催の中等学校作業科協議会における文部省の諮問案「中等学校に於ける作業科の教育を一層徹底せしむる方案如何」に対して、「優良なる作業科教員養成の機関を常設すること」などが答申案としてまとめられている^{*73}。また昭和9年、東京高等師範学校での作業科研究会の席上で武部普通学務局長、小笠原学務課長らは、試験検定のみでは困難で「早晚はこれのみにて補充され様とも考へられぬので養成機関を設立するつもりである」としている^{*74}。更に昭和10（1935）年には手工教育研究会は、「手工教育振興ニ関スル具体的方案如何」とする諮問に対して、「手工科及作業科ノ中等学校教員養成機関ヲ常設スルコト」などをまとめた「文部省諮問案答申書」を河原普通学務局長を経て文部大臣に提出した^{*75}。

その結果、昭和11（1936）年7月、第71回帝国議会で「高等手工師範学校設置ニ関スル建議案」が可決され、設立を要望した。その趣旨の一つは「師範学校、中学校、高等女学校ノ優秀ナル手工科、作業科、実業科（工業）、図画科ノ教員ヲ養成」することにあった^{*76}。しかし高等手工師範学校は実現することはなかった。

5. おわりに

昭和初期は昭和2（1927）年の金融恐慌、4年の世界恐慌、5年の農業恐慌と続く不況下で、経済的理由から中学校進学者が減少して学校統合、学級数、学年定数の削減などが行われ中学校教育は停滞していた^{*77}。このため「中等教員需要急増への対策」であった第2期の臨時教員養成所はこの時点で使命の終焉を迎える順次廃止に向かった^{*78}。一方、時局は科学教育振興の要求に対応することが求められてきた。これを受けて昭和14（1939）年に数学、理科の中等教員養成増強のための学級増加として2学級制を採用したが、急増要求の対応策としては不十分とされて、昭和15（1940）年に文部省告示により数学、理科系の学科で構成された第3期の臨時教員養成所が設置された。

学制改革に伴い手工科に替わって設置された作業科は領域として工作を置いていたものの、施行規則が「作業科ハ園芸、工作其ノ他ノ作業ヲ課スベシ」としたように、解釈上では何をやつても良いことになっていた。このような作業科は勤労作業中心で科学技術教育が対象ではなかった。作業科は文政審議会答申に見られるように学生指導上の理由で置かれたが、時局の進展が科学技術重視^{*79}になるとその観点からの存在意義は軽くなるし、作業科専任教師養成の必要性もなくなった。更に戦時下での労働力不足が顕著となるに従い、教育現場があえて教授方針として「普通教育トシテノ作業科デアルコト」と強調しても^{*80}、作業科に代表される作業教育は勤労作業に変質していくことになる。昭和13（1938）年から中等学校では集団的勤労作業が採用され、翌14年からは「夏季又ハ冬季ノ休業ノミニ限ラズ隨時之ヲ行ヒ出欠点検ヲ為ス等正科ニ準ジテ之ヲ取扱フコト」（集団勤労作業実施ニ関スル件）と正課に準じて扱われるようになるのである。その過程の中で作業科を必修科目として実施すれば、第1年度の昭和6（1931）年においてすら「作業科教員は、其の数實に五百有余人の多数を要するのである」^{*81}とされ、第二臨時教員養成所図画手工科の増設などで対応しようとした教員養成も、道半ばで第2期の臨時教員養成所の閉鎖と同道することになる。

東京高等師範学校と並んで、戦前の中等教員養成に大きな役割を果たした広島高等師範学校では手工科教員の養成は行っていなかった。しかし東京高等師範学校に先んじて附属中学校に手工科を置いた点では先進的であり教授陣、設備とも整っていた。臨時教員養成所の中で唯一、

図画手工科が設置されたのはこの点が評価された結果であろう。

高等師範学校は中等教育を行う機関として学校体系の中に位置付いていたが、臨時教員養成所は教員の需給バランスに応じて設置、廃止が容易な補助的機関であった。そしてその卒業者の赴任先は一般的には高等師範学校が師範学校教員に、臨時教員養成所が中学校教員などと住み分けが成されていたとされる^{*82}。これに対して第2期の第二臨時教員養成所も養成所規則に中等学校全体を対象とするとしていたように、図画手工科卒業者の赴任先は中等諸学校が比較的に多い。また赴任地には地域性は見られず各地に拡散している。これは新設作業科に対応するため、全国的見地からの教員配置が求められたためであろう。第2期の第二臨時教員養成所は中等教員養成の急増が求められる中で図画手工科を増設したが、結局、1期23名の卒業者を出したのみでその使命を閉じた。

以上、明治から昭和の3期に渡る臨時教員養成所の中では唯一、図画手工科を設置し手工科教員養成を行った第2期の第二臨時教員養成所を取り上げ、不明であった実情の一端を明らかにした。

注

- * 1 1. 中等教員養成を目的とする官立学校
 - 1) 高等師範学校、女子高等師範学校など（明治29年：文部省令第12号）
 - 2) 臨時教員養成所（明治35年勅令第100号）
- 2. 教員検定制度
 - 1) 試験検定
 - ①受験学科に規制のない場合
中学校、高等女学校卒業者、専門学校入学者検定試験合格者
 - ②特定学科に限定される場合
 - (ニ) 中学校と同等以上と認定された甲種農学校卒業者は農業科
 - (ホ) 中学校と同等以上と認定された甲種商業学校卒業者は商業科、簿記科
 - (ヘ) 中学校と同等以上と認定された甲種工業学校の卒業者は図画科、手工科
 - 2) 無試験検定
 - ①指定学校…帝国大学、高等学校、農、商、工業教員養成所
 - ②許可学校…公私立専門学校
 - ③中学校、高等女学校及び同等以上の学校の卒業者で外国の大学卒業者など
 - ④外国の中学校卒業者で③同様者
- * 2 杉森知也 1997 臨時教員養成所の設立と機能について 日本大学教育学雑誌 第31号
 2000 中等教員の「計画的養成」と臨時教員養成所 日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要 第60号
- 根生 誠 1999 戦前の臨時教員養成所数学科の変遷とその意義について 科学史研究 38
- 疋田祥人 2001 東京高等師範学校図画手工専修科における中等学校教員養成の変容
産業教育学研究 第31巻第1号
 1999 師範学校手工科教員の養成における直接養成と間接養成 産業教育学研究 第29巻21号
- * 3 学校教育 1932 第198号 p.8

* 4 前掲、疋田に第二臨時教員養成所の事実関係のみ触れている

* 5 臨時教員養成所官制（明治35年勅令第100号）

第一条 臨時教員養成所ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二条 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝国大学及直轄諸学校内ニ之ヲ置ク

第三条 臨時教員養成所ハ当該帝国大学総長及直轄諸学校校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四条 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク

2 教授ハ奏任トシ各所ヲ通シ専任九人ヲ以テ定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル

3 書記ハ判任トシ各所ヲ通シ専任五人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

4 臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ嘱託シ授業ヲ担任セシムルコトヲ得

第五条 臨時教員養成所ノ名称ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

* 6 教育時論 1929 第1574号 p.38

* 7 日本近代教育百年史 1974 5 学校教育(3) p.800

* 8 文部省告示第196号 阿部彰 1975 文政審議会の研究 年表 p.42

* 9 日本近代教育百年史 1974 5 p.1412

* 10 広島文理科大学・広島高等師範学校・広島臨時教員養成所一覧 昭和十六年度 p.281

* 11 日本近代教育百年史 1974 5 p.1412

* 12 教育時論 1934 第1282号 p.31 復刻版

* 13 同上 p.35

* 14 桜井役 中学教育史稿 1942 p.494

* 15 広島文理科大学・広島高等師範学校 創立四十年史 1942 p.232

* 16 追憶 広島高等師範学校創立八十周年記念事業会 1982 p.30

* 17 教育時論 第1285号 1934 p.35 復刻版

* 18 桜井役 中学教育史稿 p.494

* 19 官報第974号 1930, 4

* 20 同上

* 21 広島文理科大学・広島高等師範学校 創立四十年史 p.98

* 22 同上 p.168

* 23 大竹拙三 1927 高等小学校に於ける手工科の使命とその実際 p.279

* 24 同上

* 25 宮崎擴道 2003 創始期の手工教育実践史 風間書房

* 26 広島文理科大学・広島高等師範学校・第二臨時教員養成所一覧 昭和5,6

* 27 同上 p.152

* 28 同上 p.149

* 29 日本近代教育百年史 5 (3) p.803

* 30 同上16 p.30

* 31 広島文理科大学・広島高等師範学校・臨時教員養成所一覧 昭和16年度 p.292

* 32 永懷 広島高等師範学校五十年史 1977 p.268

- *33 広島文理科大学・広島高等師範学校・第二臨時教員養成所一覧 昭和8、9年より作成
- *34 文部省第58年報 上巻 1930 p.134
- *35 広島文理科大学・広島高等師範学校・第二臨時教員養成所一覧 昭和5、6年
- *36 同上
- *37 同上33)
- *38 同上9年
- *39 広島文理科大学・広島高等師範学校・創立四十年史 p.443
- *40 同上33)
- *41 図画手工専修科卒業者名簿 手工研究 1931 第129号 p.44
- *42 昭和6年度入学者名簿 同上 p.46
- *43 同上35)
- *44 阿部彰 1975 文政審議会第16回総会 文政審議会の研究 p.438
- *45 中学校教育研究 1936 第5巻第1号 p.276
- *46 豊浦高等学校沿革史 1964 p.364
- *47 県立宇部高等学校沿革史 1959 p.93
- *48 三木泰治編 中等教育作業科実施法 1933 p.39
- *49 産業と教育 第1巻第1号 1934 p.126
- *50 学校美術 1934 第8巻第2号 p.43
- *51 手工研究 1931 第135号 p.6
- *52 中等教育研究 1936 第5巻第1号 p.290
- *53 手工研究 1932 第144号 p.11
- *54 手工研究 1931 第135号 p.8
- *55 手工教育五十周年記念大会号 1936 p.104
- *56 中等教育の実際 作業科教育号 広島高等師範学校附属中学校 1934 pp.72-72
- *57 手工研究 1932 第138号 p.44
- *58 官報第1701号 1932
- *59 中等教育研究 1936 第5巻第1号 p.278
- *60 創立七十年 東京文理科大学・東京高等師範学校 1941 p.151
- *61 日本教育史基本文献・史料叢書 専門学校資料 上・下 1998 p.118 文部省大学学術局技術教育課編
- *62 阿部彰 文政審議会第16回総会 文政審議会の研究 p.440
- *63 官報第1824号 1933
- *64 手工研究 1933 第156号 p.39
- *65 手工研究 1933 第158号 p.32
- *66 宮崎擴道 1993 戦前中等教育における加工学習の実践について(2) 山口大学教育学部研究紀要 第43巻 第3部
- *67 手工研究 1931 第132号 pp.42-43
- *68 手工研究 1933 第156号 p.40
- *69 手工研究 手工教育五十周年記念大会号 1936 p.8
- *70 手工研究 1931 第135号 p.7
- *71 中等教育研究 1936 第5巻第1号 p.289

- *72 手工研究 1936 第192号 p.16
- *73 手工研究 1934 第162号 p.44
- *74 手工研究 1933 第155号 p.12
- *75 手工教育五十周年記念大会号 1936 p.30
- *76 伊藤信一郎 手工教育原義 1938 p.286
- *77 手工研究 1931 第135号 p. 4
- *78 教育時論 1929 第1574号 p.38
- *79 宮崎擴道 戦前中等教育における加工学習の実践について(3)1994 山口大学教育学部研究論叢 第44巻 第3部、戦前初等教育における技術教育の展開について(1) 1995 山口大学教育学部研究論叢 第45巻第3部
- *80 山口県立防府高等学校百年史 1979 p.261
- *81 手工研究 1928 第102号 p. 3
- *82 杉森知也 臨時教員養成所の設立と機能について 教育学雑誌 1997 第31号